

輸入穀類等検疫要綱

別表（第12関係）

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(1) 倉庫48時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	かくはん 装置の有 無	穀類等の収 容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	12	14	17	20	11	12	14	16	8	9	10	12
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	18	18	21	25	15	15	18	21	11	11	13	15
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	16	18	21	25	13	15	18	21	10	11	13	15
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	21	21	26	30	17	17	21	24	13	13	15	18
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	19	21	26	30	15	17	21	24	12	13	15	18
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	25	30	35	20	20	24	28	15	15	18	21
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	28	34	39	20	23	27	32	15	17	21	24
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	35	35	42	49	29	29	35	41	21	21	26	30

(2) 倉庫72時間くん蒸

(菓量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	かくはん 装置の有 無	穀類等の収 容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	12	14	17	19	10	11	13	15	7	8	9	11
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	18	18	21	24	14	14	17	20	10	10	12	14
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	16	18	21	24	12	14	17	20	9	10	12	14
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	21	21	26	29	16	16	20	22	12	12	14	16
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	19	21	26	29	14	16	20	22	11	12	14	16
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	24	24	29	34	19	19	22	26	14	14	16	19
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	28	34	39	20	23	27	32	15	17	21	24
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	35	35	42	49	29	29	35	41	21	21	26	30

(3) 倉庫24時間くん蒸

(かくはん装置のある場合に限る。)

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	穀類等の収容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
		10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
		特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	23	25	28	30	19	20	22	24	14	15	16	18
	0.3 以上 0.5 未満	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.5 以上	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.3 以上 0.5 未満	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.5 以上	39	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.3 以上 0.5 未満	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
	0.5 以上	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	40	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
	0.3 以上 0.5 未満	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
	0.5 以上	53	56	—	—	42	45	50	54	31	33	37	40

(4) サイロ48時間くん蒸

(葉量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t/m ³)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	18 27	20 29	23 33	28 41	15 22	17 24	20 28	24 34	11 16	12 18	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	22 36	24 39	28 45	34 55	18 29	20 32	23 37	28 45	14 22	15 24	17 28	21 34
	無	—	—	—	—	—	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされただいたいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	26 39	28 42	33 49	40 59	21 31	23 34	27 40	33 48	15 23	17 25	20 29	24 35
	無	—	—	—	—	—	—	58	58	58	—	43	43	43

(5) サイロ72時間くん蒸

(葉量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t/m ³)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	17 26	19 28	23 33	28 41	14 20	16 22	20 28	24 34	10 15	11 16	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	21 35	23 38	28 45	34 55	17 27	19 30	23 37	28 45	13 20	14 22	17 28	21 34
	無	—	—	—	—	—	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされただいたいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	25 38	27 41	33 49	40 59	20 28	22 31	27 40	33 48	14 21	16 23	20 29	24 35
	無	—	—	—	—	—	—	58	58	58	—	43	43	43

(6) サイロ24時間くん蒸

(循環装置のある場合に限る。) (薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
	10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	45	49	56	—	38	41	47	57	27	29	33	41
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54	59	—	—	44	48	55	—	32	35	40	49
ばら積みされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54	59	—	—	44	48	55	—	32	35	40	49

(7) ばら積倉庫くん蒸

サイロくん蒸に準ずる。

(8) はしけくん蒸

袋詰めされた穀類等については、倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた穀類等については、サイロくん蒸（A級であって、循環装置を有するものに限る。）に準ずる。

- [注] 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。
- 2 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。
- 3 (4) 及び(5) において、穀類等の収容比が $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、投薬24時間後に再循環させるものとし、当該再循環はサイロ内のくん蒸ガスの濃度が均一になるまで行うものとする。
- 4 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。
- (1) 穀類等の温度が測定できない場合
 - (2) 異なる本船に積載されていた穀類等が同一の倉庫又はサイロに収容されている場合
 - (3) はしけくん蒸の場合

月別の概略的温度区分

温度	地域	北海道、沖縄を除く地域	北海道	沖縄	摘要
10度未満		12月~3月	11月~4月	—	北海道における12月~3月の臭化メチルくん蒸は、15%増の薬量を用いる。
10度以上~20度未満		4月~5月、10月~11月	5月~6月、9月~10月	12月~3月	
20度以上		6月~9月	7月~8月	4月~11月	

- 5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第7条の規定により表示された使用量を限度とし、各表に掲げる薬量の2倍の薬量を用いるものとする。
- 6 穀類等の温度が5度未満の場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第7条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10度未満」の欄に掲げる薬量の15%増の薬量を用いるものとする。
- 7 各表における異なる種類区分に属する検疫有害動物が付着している穀類等を収容している場合であって、それらの穀類等の中で最も収着性が大きい穀類等の収容比が $0.05\text{t}/\text{m}^3$ 以上のときは、最も大きい収着性を持つ穀類等に付着する検疫有害動物の薬量を用いる。ただし、消毒を命令した穀類等が最も収着性が大きい穀類等である場合は、その収容比のいかんにかかわらず、その穀類等に付着する検疫有害動物の薬量を用いるものとする。
- 8 (1)、(2) 及び(3) において、穀類等の収容比が $0.03\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）」に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）の項のうち穀類等の収容比「 $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満」の項に掲げる薬量を用いるものとする。
- 9 農薬登録上、米に対する臭化メチル使用量の上限は $51\text{g}/\text{m}^3$ のため、サイロ24時間くん蒸の10度未満B級（ $56\text{g}/\text{m}^3$ ）及び10度以上20度未満C級（ $57\text{g}/\text{m}^3$ ）は米には適用できない。

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(1) 倉庫くん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘要
袋詰めされた米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級 A級	0.5	5度以上10度未満	7日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	B級	0.75	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	C級	1.0	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
袋詰めされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	30日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。 3. 穀類等の収容比 (t/m ³) は0.5以下とすること。
			15度以上20度未満	20日間	
	特A級 A級	2.0	20度以上25度未満	9日間	
			25度以上	6日間	

(2) サイロくん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	サイロの等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘要
ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級 A級 B級 C級	2.0	5度以上7度未満	7~9日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、次のいずれかの方法による。 ア 自動投入機により錠剤若しくは粉剤を均等に混入させ、又は人手等により投薬する場合は穀層の厚さ50センチメートル若しくはそれ以下ごとに錠剤又は粒剤を均等に混入させること。いずれの場合も穀層上部空間に対し、1立方メートル当たり0.5グラムを穀層表面に均等に配置させること。 イ 庫外投薬機により投薬すること。
			7度以上10度未満	6~8日間	
			10度以上15度未満	5~7日間	
			15度以上20度未満	4~6日間	
			20度以上	3~5日間	

ばら積みされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	30日間	<p>1. 10度未満の場合は使用しないこと。</p> <p>2. 投薬方法は、次のいずれかの方法による。</p> <p>ア 自動投入機により錠剤若しくは粒剤を均等に混入させ、又は人手等により投薬する場合は穀層の厚さ50センチメートル若しくはそれ以下ごとに錠剤又は粒剤を均等に混入させること。いずれの場合も穀層上部空間に対し、1立方メートル当たり0.5グラムを穀層表面に均等に配置させること。</p> <p>イ 庫外投薬機により投薬すること。</p> <p>3. 穀類等の収容比 (t/m³) は0.5以下とすること。</p>
			15度以上20度未満	20日間	
	特A級 A級	2.0	20度以上25度未満	9日間	
			25度以上	6日間	

(3) ばら積倉庫くん蒸及び無循環サイロくん蒸
サイロくん蒸に準ずる。

(4) はしけくん蒸

袋詰めされた穀類等については倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた穀類等についてはサイロくん蒸に準ずる。

[注] 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。

2 月別の概略的温度区分を適用する場合は、薬剤混入法による消毒で穀類等の温度測定ができない場合に限り適用することができるものとする。

月別の概略的温度区分

温度	地域 北海道、沖縄を除く地域	北海道	沖縄	摘要
5度以上～7度未満	12月～2月	11月	—	北海道における12月～3月の燐化アルミニウムくん蒸は、くん蒸中、5度以上の穀温が確保されると認められる場合は、左記の概略的温度区分にかかわらず11月の温度区分により実施できるものとする。
7度以上～10度未満	3月	4月	—	
10度以上～15度未満	4月・11月	5月・10月	—	
15度以上～20度未満	5月・10月	6月・9月	12月～3月	
20度以上	6月～9月	7月～8月	4月～11月	

(5) 庫外投薬機を用いた燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

ア 倉庫くん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘要
袋詰めされた米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ、 <i>Cryptolestes</i> 属並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級	2.0	5度以上10度未満	3日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. かくはん装置（可搬式を含む。）のある倉庫に限る。
		1.5	10度以上15度未満	3日間	
	A級	1.5	15度以上25度未満	2日間	
		1.0		3日間	
		1.0	25度以上	2日間	
		0.5		3日間	
袋詰めされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	24日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. かくはん装置（可搬式を含む。）のある倉庫に限る。 3. 穀類等の収容比（t/m ³ ）は0.5以下とすること。
			15度以上20度未満	16日間	
	特A級 A級	2.0	20度以上25度未満	7日間	
			25度以上	5日間	

イ サイロくん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	サイロの等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘要
ばら積みされた米、 麦、とうもろこし、 だいず等（粉状、かす 状のものを除く。）に 付着する検疫有害動物 （ヒメアカカツオブシ ムシ、コクジツセンチ ユウ、 <i>Cryptolestes</i> 属 並びにアルファルファ ペレット、ビートパル プペレット及びニセア カシアの葉を原料とし たリーフミールペレッ ト以外のものに付着す るグラナリアコクゾウ ムシを除く。）	特A級 A 級	2.0	5度以上10度未満	3日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 循環装置のあるサイロに限る。
		1.5	10度以上15度未満	3日間	
		1.5	15度以上25度未満	2日間	
		1.0		3日間	
		1.0	25度以上	2日間	
		0.5		3日間	
ばら積みされた麦、と うもろこし及びもろこ しに付着するグラナリ アコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	24日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. 循環装置のあるサイロに限る。 3. 穀類等の収容比 (t/m ³) は0.5 以下とすること。
			15度以上20度未満	16日間	
	特A級 A 級	2.0	20度以上25度未満	7日間	
			25度以上	5日間	

ウ ばら積倉庫くん蒸

サイロくん蒸に準ずる。

〔注〕

- 各表における温度は、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。
- かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。

3 二酸化炭素による消毒方法の基準

消毒方法	摘要
倉庫くん蒸	<ol style="list-style-type: none"> 温度は、倉庫内の二酸化炭素のかくはん又は循環が終了した直後の倉庫内の袋詰めされた穀類等の温度とすること。 20度未満の場合は使用しないこと。 二酸化炭素の濃度の測定場所は、倉庫内の袋詰めされた穀類等の積付けの最上部の表面とすること。 ばら積の穀類等にあつては、サイロくん蒸の基準に準ずること。

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
青果物の表面に付着するアザミウマ、アブラムシ、カイガラムシ、コナジラミ等の検疫有害動物	倉庫（海上コンテナを含む。）くん蒸	液体青酸 1.8g/m ³ （10～20） 青化ソーダ 10.8g/m ³ （10～20） 5.4g/m ³ （20以上）	30分	特A級又はA級 （海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2（注）の1の（2）の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナに限る。）	（1）コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。 （2）青果物の表面に水分のある場合及び葉菜類に対しては、薬害について注意すること。 （3）ガス濃度を15分以内に均一にできるかくはん機を使用すること。 （4）くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
かんきつ類、なし、りんごに付着又は食入する検疫有害動物	倉庫（海上コンテナを含む。）くん蒸	48.5g/m ³ （5以上） 40.5g/m ³ （10"） 32.5g/m ³ （15"） 24.5g/m ³ （20"） 16.0g/m ³ （25"）	2時間	特A級又はA級 （海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12により指定を受けたコンテナ又は同要領別表2（注）の1の（2）の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナに限る。）	（1）コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。 （2）ガス濃度を40分以内に均一にできるかくはん機を使用すること。 （3）くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。	輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
ぎんなん、くりに付着又は食入する検疫有害動物		40.5g/m ³	4時間			
アスパラガス、かぼちゃ、キウイフルーツ、キャベツ、ざくろ、さやえんどう、たまねぎ、ぶどう、ブロッコリーに付着又は食入する検疫有害動物		48.5g/m ³	3時間			
しょうが（根茎）、にんにく（りん茎）に付着又は食入する検疫有害動物		32.5g/m ³ （20以上） 48.5g/m ³ （20未満） これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は、48.5g/m ³ ・3時間	2時間			
にら（りん茎）、わけぎ（りん茎）に付着又は食入する検疫有害動物		32.5g/m ³ これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は、48.5g/m ³ ・3時間	2時間			

輸入種苗検疫要綱

別表 3 (第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(薬量：g / 内容積^{m³})

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
種子に食入又は付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	倉庫くん蒸	24	6時間	特A級 又はA級	ガス濃度を40分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
		48	3時間		
そてつに食入又は付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）		48.5	3時間		
にら、わけぎに付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）		32.5	2時間		
もも核子（種子）に食入するモモタネコバチ		30	24時間		
やまはぎ及びいたちはぎ種子に食入するマメゾウムシ類		50	48時間		

(注) もも核子並びにやまはぎ及びいたちはぎ種子の消毒は、輸入者から薬害が生じてもやむを得ない旨申し出があった場合のみ実施すること。

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量：g / 内容積^{m³})

検疫有害動物の種類	方法	薬量	温度	時間	倉庫の等級	摘要
種子（とうもろこし、はくさい、ライグラス等）に食入又は付着する検疫有害動物（グラナリアコクゾウ、ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。）	倉庫くん蒸	0.5	5℃以上～10℃未満	7日	特A級 又はA級	(1) 5℃未満の場合には使用しないこと。 (2) 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。
			10℃以上～20℃未満	6日		
			20℃以上	5日		

3 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量：g / 内容積^{m³})

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
苗木、苗の表面に付着するカイガラムシ、アブラムシ、アザミウマ、コナジラミ等の検疫有害動物	倉庫くん蒸	液体青酸 1.8(10~20℃)	30分	特A級 又はA級	(1) 植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては、薬害について注意すること。 (2) ガス濃度を15分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
		青化ソーダ 5.4(20℃以上) 10.8(10~20℃)			

別表1(第14関係)

消毒方法の基準

方法	実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1)倉庫くん蒸	臭化メチル	倉庫1立方メートル当たり 24.0グラム(A級以上) 32.5グラム(B級) 32.5グラム(A級以上) 48.5グラム(B級)	24~72時間 " " "	温度15℃以上 " 温度15℃未満 "
(2)天幕くん蒸	臭化メチル	天幕の内容積1立方メートル当たり 32.5グラム 48.5グラム	24~72時間 "	温度15℃以上 温度15℃未満
(3)本船くん蒸	臭化メチル	船倉の内容積1立方メートル当たり 32.5グラム (ラワン材の場合は25.0グラム) 48.5グラム	24時間	温度10℃以上
		48.5グラム (ラワン材の場合は30.0グラム) 48.5グラム	24時間	温度10℃未満
		72.5グラム (ラワン材の場合は37.5グラム) 72.5グラム	16時間	温度10℃以上 ガスをかくはんする。
		48.5グラム (ラワン材の場合は45.0グラム)	16時間	温度10℃未満 ガスをかくはんする。
(4)薬剤散布	2.0%のMEP又はマラソン及び灯油の混合剤	1平方メートル当たり300cc以上		
(5)熱湯処理	バットに入れて80℃以上で12時間以上処理			検疫有害動物の付着場所が50℃以上になれば12時間以内でも処理を終了する。
(6)水没	水中に30日以上沈下			
(7)浸漬、浮上部薬剤散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して下記により薬剤散布する。			
	使用薬剤: 2.0%のMEP又はマラソン及び灯油の混合剤 薬量:1平方メートル当たり300cc以上			
(8)浸漬反転	水中に浸漬し、浮上部に別表2の措置を講じて30日間係留し、更に反転して30日間係留する。			
(9)はく反焼却	貯木場で、遅滞なくはく反した樹皮は直ちに焼却する。			木質部に食入する検疫有害動物のある材には用いない。
(10)はく反焼却薬剤処理	(9)と同様な処理に、更に木材全面に(4)の薬剤を散布する。			